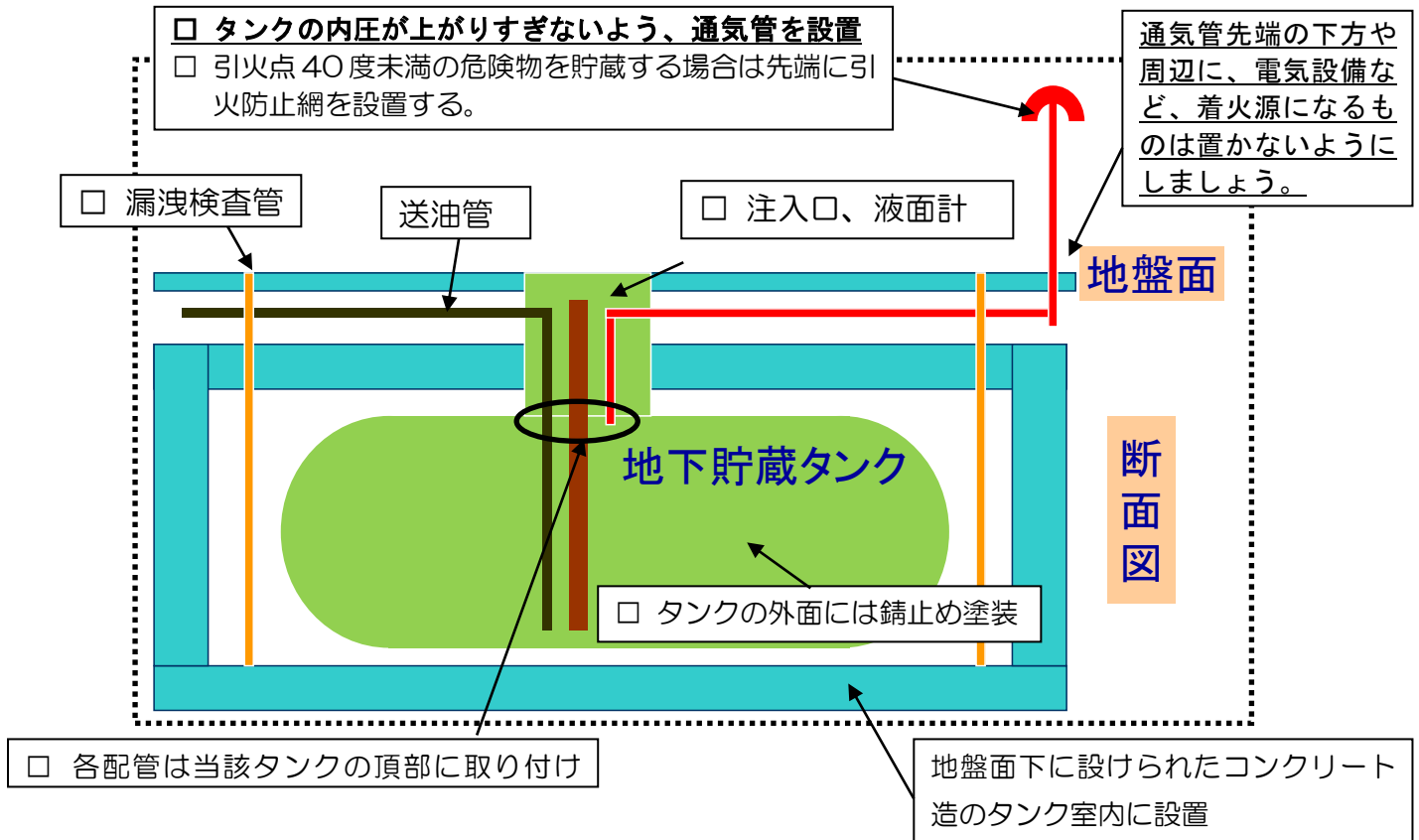


少量危険物地下タンク貯蔵所

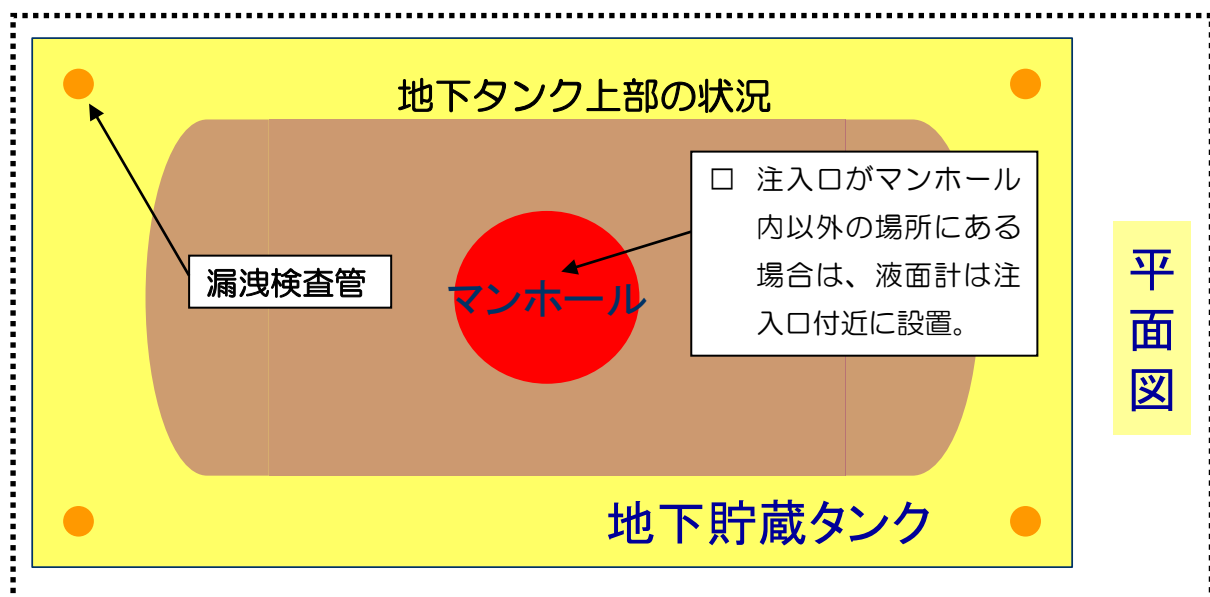
横須賀市消防局

1. 施設の構造・設備基準（火災予防条例第54条関係 □でチェック）



□ タンク本体は厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等程度の強度を有する金属板等で気密に造ります。

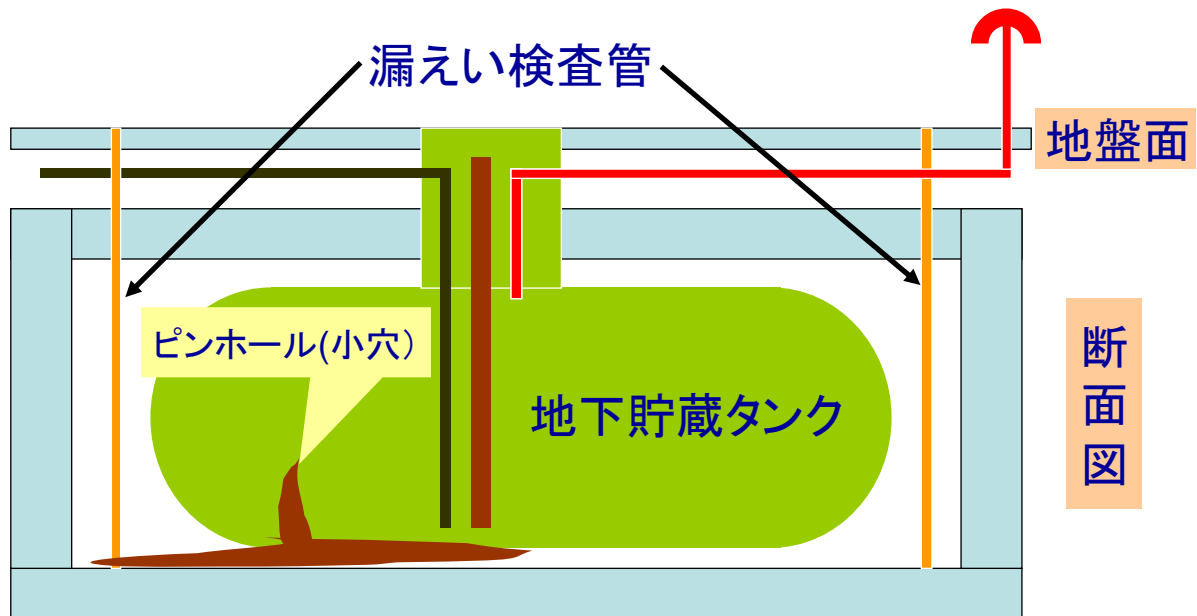
□ タンクの周囲 2 箇所以上に当該タンクからの危険物の漏れを検知するため、漏洩検査管を設置します。



● 地下タンクの上には点検等に支障のないよう、不要な物品等を置くのは避けましょう。

2. 事故事例及び貯蔵・取扱い時の注意点

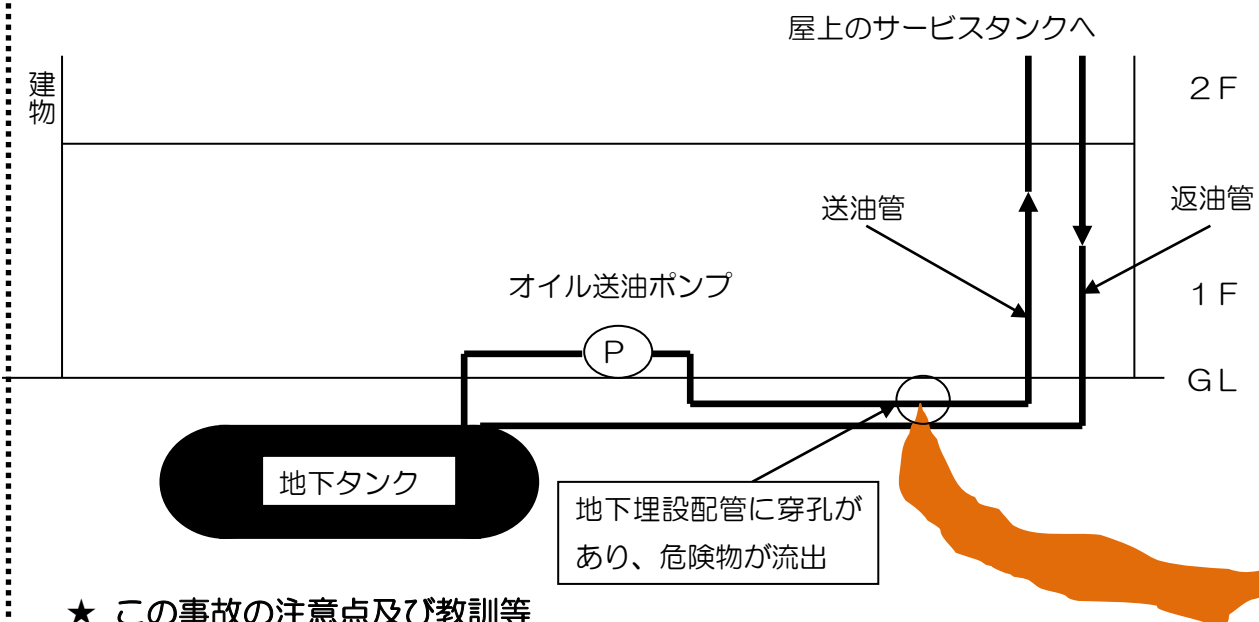
●腐食による穿孔が生じ、危険物が地中に流出した事故（タンク本体）



★ この事故の注意点及び教訓等

- ・ 流出すると、広範囲に土壤が汚染されるなど、周辺地域に大きな損害を与えてしまう場合があります。また、土壤の改良費用も大変高額になることもあります。
- ・ 危険物の流出を早期に確知するため、漏えい検査管での点検は定期的に行いましょう。
- ・ タンクに圧力をかける「漏れの点検」も定期的を実施しましょう。

●腐食による穿孔が生じ、危険物が地中に流出した事故（地下埋設配管）



★ この事故の注意点及び教訓等

- ・ 配管からの流出は、点検（貯蔵量・送油量等の記録・管理等）を定期的に行うことにより発見できます。日々の在庫管理をしっかりと行うことでも、早期に異常に気付くことが出来るはずです。
- ・ 流出量は、危険物の貯蔵、取扱量よりも発見されるまでの時間に大きく左右されます。早期発見が重要です。